

ふ

広報

つ



さ

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

FUSSA

今号の主な記事

2面春の火災予防運動 3面社会保険料控除に使用する納付額について 4面「らくらくお買い物代行サービス」の利用者を募集
5面福祉バス代車運行のお知らせ 6面第3回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート2012 8面保健ガイド

平成20年夏至に、それそれが電気を消すことで「福生全体で環境に良い夜にしよう!」とはじめた「ふっさライトダウンキャンペーン&キャンドルナイト」。原発事故が起きた今、私たちは何ができるのでしょうか。

「ふっさキャンドルナイト」で未来のエネルギーをどうするのか、一緒に考えてみませんか?

問合せふっさキャンドルナイト実行委員会事務局(環境課環境係)☎551-1718

見て!

■映画「ミツバチの羽音と地球の回転」

【第1回】午前10時~午後0時15分(開場午前9時30分)

【第2回】午後3時~5時15分(開場午後2時30分)

定員各回250人(席は当日先着順)

入場料前売り800円、当日1,300

円(東北地方の復興支援として社会福祉協議会を通じて全額寄附させていただきます。)

※前売り券は市役所1階環境課環境係窓口(土・日曜日除く)ほか市内数か所で販売中です。

※託児サービスがあります。(事前申込み制・先着順)詳しくはお問い合わせください。



★環境に良いイベントを目指して

●本イベントで使用する電力は風力発電による自然エネルギーでまかなっています。また、1000 kWh相当量の風力発電の普及に貢献しています。

●フードの出店では使い捨て容器は使わず、リユース食器を使用します。また、ご用意できる方はマイ食器・マイはしをお持ちください。

●お車での来場はご遠慮ください。

●ごみを出さないイベントを目指しています。ごみはお持ち帰りください。



Jah Melik &たける

平成24年度福生市青少年海外派遣生の募集を開始します!

アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市を中心に、ホームステイ、語学研修、校外学習、野外活動、都市の視察などを行ないます。

派遣期間7月25日(火)~8月7日(火)の12泊14日

募集人員12人

参加負担金12万円(パスポート取得印紙代、小遣い等を除く。)

応募資格①平成24年3月1日現在、学校教育法に基づく中学校または中等教育学校の第1・2学年に在学していること。

②平成24年4月1日現在、福生市に引き続き1年以上居住していること。

③本事業による海外への派遣の経験がないこと。

④心身ともに健康で、協調性に富み、規律ある団体行動ができること。

⑤派遣生としての体験を生かし、帰国後も地域や学校において活発な活動ができるこ

と。

⑥保護者の承認が得られること。



⑦事前・事後を含め、すべての研修に参加できること。

⑧将来に渡って、市が行なう本事業に関する調査に協力できること。

⑨保護者に市税等の未納が無いこと。

応募方法応募要領を確認のうえ、参加申込書を市役所第二棟2階生涯学習推進課に持参提出してください(郵送不可)。

※応募要領や参加申込書は市内各中学校及び生涯学習推進課にあります。

応募期間2月15日(木)~3月15日(木)

◆海外派遣事業説明会

昨年の海外派遣の映像を見ながら、現地での活動や事前研修の説明を行ないます。中学生だけでなく、保護者の方もお気軽にご参加ください。

日時3月3日(土)午前10時~11時

場所商工会館3階会議室

問合せ生涯学習推進課地域教育支援係☎551-1958

平成24年(2012年)

2月15日 No. 849

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町5

☎042-551-1511 (市役所代表)

毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成24年2月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
人・男	28,638	1,158	29,796
人・女	28,259	1,305	29,564
口・計	56,897	2,463	59,360
世帯数	27,527	1,380	28,907



日時3月4日(日)正午~午後7時※映画の上映(第1回)のみ午前10時からです。

場所福生公園及び市民会館小ホール(つつじホール)

食べて! 楽しんで!

■体と環境に良い出店

オーガニッククッキー、天然酵母パン、食べるスープ、福生産大豆のチリビーンズ、有機野菜、発芽玄米麹の甘酒、フェアトレード雑貨、草木染め布小物、など13店

- L i v e ※時間変更の可能性あり
♪Jah Melik &たける(レゲエ)・午後0時10分~
- ♪南條&まあファミリーバンド(アコースティック)・午後2時30分~
- ♪サヨコ×YAMANR I DD I M(レゲエ)・午後5時30分~
- ♪水野みさと虹の天の鳥たち(フラダンス)・午後6時20分~

■トークセッション 「原発はいのちの問題」

時間午後1時30分~2時10分(開場午後1時)

定員250人(無料・当日先着順)※手話通訳あり。

出演者●ウノサエコ氏(3.11以前から福島において原発に依存しない社会をめざして活動)

●小澤祥司氏(環境ジャーナリスト・環境教育コーディネーター)

●仲川摩理氏(ふっさキャンドルナイト実行委員会)

ウノサエコ氏

・福生市在住)

考えよう!

■ワールドカフェ (エコの一言カフェ)

ひと休みしながら、原発やエネルギーのことをみんなで考えませんか?あなたの一言から始めていこう。



昨年の様子

年金だより

◆国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは年金事務所または保険年金係へお願いします。

農林水産省では、植物防疫法に基づき、以下の区域を防除区域に指定し、同ウイルスの緊急防除を進めています。このため、同ウイルスに感染している、または感染するおそれがあるウメやモモなどの生植物を防除区域の外へ持ち出すことが禁止されるほか、同ウイルスに感染した植物などの廃棄処分が行なわれます。

防除区域(持出し禁止区域)

牛浜、大字福生、加美平、北田園、志茂、東町、本町及び武藏野台（このほか、青梅市・日の出町の全域、あきる野市・八王子市・奥多摩町の一部区域）

持ち出し禁止植物

次の生植物の苗、植木、盆栽、切り枝など。ただし、種子、果実は持ち出すことができます。
・サクラ属（ウメ、モモ、スマモ、セイヨウスマモ、アンズ、ネクタリン、ユズラウメ、サクラなど）
・セイヨウマユミ、セイヨウイボタ、ナガバクコ
※このウイルスは植物に感染するものであり、人や動物に感染することはありません。また、感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 東京都農業振興事務所振興課緊急防除対策担当 ☎ 548-4881、農林水産省横浜植物防疫所 ☎ 045-211-7155、シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551-1699

年金課保険年金係 ☎ 551-1

◆第3号被保険者の届出

第2号被保険者（厚生年

金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行なうことになります。

※第3号被保険者の住所が変わったときは、第2号被保険者の勤務先へ届出が必要です。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第3号被保険者が第2号被保険者から外れたときは、第3号被保険者へ変更となります。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第3号被保険者の住所が変わったときは、第2号被保険者の勤務先へ届出が必要です。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第3号被保険者が第2号被保険者から外れたときは、第3号被保険者へ変更となります。

高額医療・高額介護合算療養費制度の申請はお済みですか？

この制度は、後期高齢者

年7月31日にお住まいだつた市区町村の後期高齢者医療担当窓口

支給申請等受付場所平成23年8月までの1年間

印鑑・振込先の口座番号が

分かるもの、介護保険の被

支給するものです。

対象となる方には、東京都後期高齢者医療広域連合

医療係 ☎ 551-1767

申請時に必要な物申請書、

保険者証

印鑑・振込先の口座番号が

分かるもの、介護保険の被

支給するものです。

※第3号被保険者の住所が変わったときは、第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第3号被保険者が第2号被保険者から外れたときは、第3号被保険者へ変更となります。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

対象となる期間 平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間

支給申請等受付場所 平成23年7月31日にお住まいだった市区町村の後期高齢者医療担当窓口

印鑑・振込先の口座番号が

分かるもの、介護保険の被

支給するものです。

対象となる方には、東京都後期高齢者医療広域連合

医療係 ☎ 551-1767

申請時に必要な物申請書、

保険者証

印鑑・振込先の口座番号が

分かるもの、介護保険の被

支給するものです。

※第3号被保険者の住所が変わったときは、第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

※第3号被保険者が第2号被保険者から外れたときは、第3号被保険者へ変更となります。

※第2号被保険者が会社を退職したときは、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更となります。

～家にいながら安心にお買い物～
■「らくらくお買い物代行サービス」の
利用登録者を募集します！

「階段の上り下りが大変で…」「子どもが小さくてなかなか外出できなくて…」と、日常のお買い物にお困りの方はいませんか。3月から実施する「らくらくお買い物代行サービス」の利用登録者を募集します。

サービスの内容は、カタログに掲載されている商品から欲しい物を選択し、電話等で申し込むだけ。あるいはステーションのスタッフが電気自動車等を活用して、あなたの代わりにお買い物を行ないます。

また、購入した商品をお届けする際、体調がすぐれない場合等に緊急連絡を行なう「見守り」もあわせて実施します(希望者のみ)。

家にいながら安心してお買い物ができるこのサービスを、ぜひご利用ください。



サービス開始 3月1日(木)から

料金 1回の代行につき100円

利用方法 電話、ファックス、インターネット等で、まちなかおもてなしステーションへ申込み。

対象店舗 福生商店街協同組合、銀座商栄会、銀座中央商栄会、東銀座通り商栄会に加盟している買い物代行サービス登録店舗

※登録店舗と取扱商品については、らくらくお買い物代行サービスのカタログをご覧ください。カタログは市役所第二棟2階シティセールス推進課、まちなかおもてなしステーション窓口及び市ホームページでご確認ください(まちなかおもてなしステーションホームページは現在準備中)。

利用登録 まちなかおもてなしステーションへ申込み後、個別に対面で登録手続きをします。

問合せ まちなかおもてなしステーション ☎ 530-2341 (FAX 530-2344)、シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551-1699

■電気自動車と電動アシスト自転車の
シェアリング会員を募集しています！

みんなで電気自動車などを「共有=シェアリング」して、環境先進都市・福生を目指していきます。

会員登録をして、使いたい時に使いたいだけ。地球上にやさしいライフスタイルを!

【カーシェアリング】

貸出拠点 福生市役所、まちなかおもてなしステーション



入会金 無料※平成25年2月まで入会キャンペーン中

利用料金 100円／10分（最低利用時間30分）及び別途会費※詳細は、カーシェアリングジャパン㈱ホームページ(<http://www.careco.jp/>)でご確認ください。

会員登録 カーシェアリングジャパン㈱ (0120-292-105)へ電話またはホームページからお申し込みください。

【サイクルシェアリング】

貸出拠点 まちなかおもてなしステーション、福生駅西口・牛浜駅東口・拝島駅北口の各自転車駐車場

入会金 無料

利用料金 100円／15分※最初の30分は無料

会員登録 クレジットカード (VISA、マスター、JCB)、フェリカ搭載ICカード（一部利用できないもの有）をお持ちのうえ、まちなかおもてなしステーション(☎ 530-2341)へ。

問合せ 環境課環境係 ☎ 551-1718、シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551-1699

次世代モビリティ活用講座①「便利でお得なシェアリングの活用を!(電気自動車編)」

今年の1月15日から福生市でスタートした電気自動車のシェアリング。「電気自動車?」「シェアリング?」と、なかなか馴染みのない言葉が並び、利用を控えている方も多いかもしれません。車を借りる点では「レンタカー」とよく似ていますが、「シェアリング」は使い方次第で大変便利でお得な仕組みです。

荷物の運搬やご家族の送り迎えなど、短時間の利用は断然シェアリングがお得です。使いたい時に使いたいだけ!ぜひ、電気自動車のシェアリングをご利用ください(会員登録は左記参照)。

レンタカーとシェアリングの比較

	一般的なレンタカー	福生市のシェアリング
利用方法	借りるたびに窓口で利用申込みが必要	一度会員登録すれば予約・利用は24時間可能
料金体系	利用料金+免責保証代+ガソリン代	会費+利用料金
利用時間	6時間～	30分～(30分以上は10分毎予約可能)
メリット	長時間の利用は割安	短時間・人を介さない利用が可能

「くるみるふっさ」からの
お知らせ

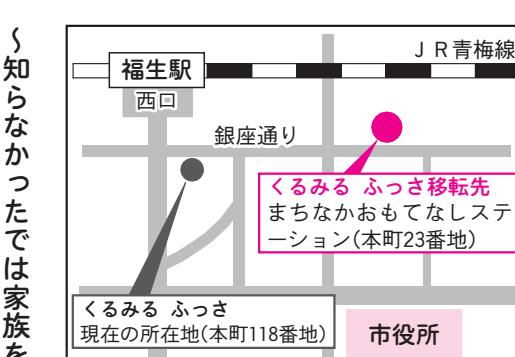
◆ガイドツアーのお知らせ
① 英語でガイド！春を先取り
② 梅観賞ツアーや「梅」観賞ツアーや

※日本語のガイドも実施します。

●「くるみるふっさ」からの
お知らせ

●「くるみるふっさ」からの
お知らせ

●「くるみるふっさ」からの
お知らせ



1 (営業時間午前10時～午後6時※月曜日定休)
2 (午前8時45分市役所集合)
3 (午前8時～午後1時帰着予定)
4 (午前8時～午後2時)
5 (午前10時～午後2時)
6 (午前10時～午後2時)
7 (午前10時～午後2時)
8 (午前10時～午後2時)
9 (午前10時～午後2時)
10 (午前10時～午後2時)
11 (午前10時～午後2時)
12 (午前10時～午後2時)
13 (午前10時～午後2時)
14 (午前10時～午後2時)
15 (午前10時～午後2時)
16 (午前10時～午後2時)
17 (午前10時～午後2時)
18 (午前10時～午後2時)
19 (午前10時～午後2時)
20 (午前10時～午後2時)
21 (午前10時～午後2時)
22 (午前10時～午後2時)
23 (午前10時～午後2時)
24 (午前10時～午後2時)
25 (午前10時～午後2時)
26 (午前10時～午後2時)
27 (午前10時～午後2時)
28 (午前10時～午後2時)
29 (午前10時～午後2時)
30 (午前10時～午後2時)
31 (午前10時～午後2時)
32 (午前10時～午後2時)
33 (午前10時～午後2時)
34 (午前10時～午後2時)
35 (午前10時～午後2時)
36 (午前10時～午後2時)
37 (午前10時～午後2時)
38 (午前10時～午後2時)
39 (午前10時～午後2時)
40 (午前10時～午後2時)
41 (午前10時～午後2時)
42 (午前10時～午後2時)
43 (午前10時～午後2時)
44 (午前10時～午後2時)
45 (午前10時～午後2時)
46 (午前10時～午後2時)
47 (午前10時～午後2時)
48 (午前10時～午後2時)
49 (午前10時～午後2時)
50 (午前10時～午後2時)
51 (午前10時～午後2時)
52 (午前10時～午後2時)
53 (午前10時～午後2時)
54 (午前10時～午後2時)
55 (午前10時～午後2時)
56 (午前10時～午後2時)
57 (午前10時～午後2時)
58 (午前10時～午後2時)
59 (午前10時～午後2時)
60 (午前10時～午後2時)
61 (午前10時～午後2時)
62 (午前10時～午後2時)
63 (午前10時～午後2時)
64 (午前10時～午後2時)
65 (午前10時～午後2時)
66 (午前10時～午後2時)
67 (午前10時～午後2時)
68 (午前10時～午後2時)
69 (午前10時～午後2時)
70 (午前10時～午後2時)
71 (午前10時～午後2時)
72 (午前10時～午後2時)
73 (午前10時～午後2時)
74 (午前10時～午後2時)
75 (午前10時～午後2時)
76 (午前10時～午後2時)
77 (午前10時～午後2時)
78 (午前10時～午後2時)
79 (午前10時～午後2時)
80 (午前10時～午後2時)
81 (午前10時～午後2時)
82 (午前10時～午後2時)
83 (午前10時～午後2時)
84 (午前10時～午後2時)
85 (午前10時～午後2時)
86 (午前10時～午後2時)
87 (午前10時～午後2時)
88 (午前10時～午後2時)
89 (午前10時～午後2時)
90 (午前10時～午後2時)
91 (午前10時～午後2時)
92 (午前10時～午後2時)
93 (午前10時～午後2時)
94 (午前10時～午後2時)
95 (午前10時～午後2時)
96 (午前10時～午後2時)
97 (午前10時～午後2時)
98 (午前10時～午後2時)
99 (午前10時～午後2時)
100 (午前10時～午後2時)
101 (午前10時～午後2時)
102 (午前10時～午後2時)
103 (午前10時～午後2時)
104 (午前10時～午後2時)
105 (午前10時～午後2時)
106 (午前10時～午後2時)
107 (午前10時～午後2時)
108 (午前10時～午後2時)
109 (午前10時～午後2時)
110 (午前10時～午後2時)
111 (午前10時～午後2時)
112 (午前10時～午後2時)
113 (午前10時～午後2時)
114 (午前10時～午後2時)
115 (午前10時～午後2時)
116 (午前10時～午後2時)
117 (午前10時～午後2時)
118 (午前10時～午後2時)
119 (午前10時～午後2時)
120 (午前10時～午後2時)
121 (午前10時～午後2時)
122 (午前10時～午後2時)
123 (午前10時～午後2時)
124 (午前10時～午後2時)
125 (午前10時～午後2時)
126 (午前10時～午後2時)
127 (午前10時～午後2時)
128 (午前10時～午後2時)
129 (午前10時～午後2時)
130 (午前10時～午後2時)
131 (午前10時～午後2時)
132 (午前10時～午後2時)
133 (午前10時～午後2時)
134 (午前10時～午後2時)
135 (午前10時～午後2時)
136 (午前10時～午後2時)
137 (午前10時～午後2時)
138 (午前10時～午後2時)
139 (午前10時～午後2時)
140 (午前10時～午後2時)
141 (午前10時～午後2時)
142 (午前10時～午後2時)
143 (午前10時～午後2時)
144 (午前10時～午後2時)
145 (午前10時～午後2時)
146 (午前10時～午後2時)
147 (午前10時～午後2時)
148 (午前10時～午後2時)
149 (午前10時～午後2時)
150 (午前10時～午後2時)
151 (午前10時～午後2時)
152 (午前10時～午後2時)
153 (午前10時～午後2時)
154 (午前10時～午後2時)
155 (午前10時～午後2時)
156 (午前10時～午後2時)
157 (午前10時～午後2時)
158 (午前10時～午後2時)
159 (午前10時～午後2時)
160 (午前10時～午後2時)
161 (午前10時～午後2時)
162 (午前10時～午後2時)
163 (午前10時～午後2時)
164 (午前10時～午後2時)
165 (午前10時～午後2時)
166 (午前10時～午後2時)
167 (午前10時～午後2時)
168 (午前10時～午後2時)
169 (午前10時～午後2時)
170 (午前10時～午後2時)
171 (午前10時～午後2時)
172 (午前10時～午後2時)
173 (午前10時～午後2時)
174 (午前10時～午後2時)
175 (午前10時～午後2時)
176 (午前10時～午後2時)
177 (午前10時～午後2時)
178 (午前10時～午後2時)
179 (午前10時～午後2時)
180 (午前10時～午後2時)
181 (午前10時～午後2時)
182 (午前10時～午後2時)
183 (午前10時～午後2時)
184 (午前10時～午後2時)
185 (午前10時～午後2時)
186 (午前10時～午後2時)
187 (午前10時～午後2時)
188 (午前10時～午後2時)
189 (午前10時～午後2時)
190 (午前10時～午後2時)
191 (午前10時～午後2時)
192 (午前10時～午後2時)
193 (午前10時～午後2時)
194 (午前10時～午後2時)
195 (午前10時～午後2時)
196 (午前10時～午後2時)
197 (午前10時～午後2時)
198 (午前10時～午後2時)
199 (午前10時～午後2時)
200 (午前10時～午後2時)
201 (午前10時～午後2時)
202 (午前10時～午後2時)
203 (午前10時～午後2時)
204 (午前10時～午後2時)
205 (午前10時～午後2時)
206 (午前10時～午後2時)
207 (午前10時～午後2時)
208 (午前10時～午後2時)
209 (午前10時～午後2時)
210 (午前10時～午後2時)
211 (午前10時～午後2時)
212 (午前10時～午後2時)
213 (午前10時～午後2時)
214 (午前10時～午後2時)
215 (午前10時～午後2時)
216 (午前10時～午後2時)
217 (午前10時～午後2時)
218 (午前10時～午後2時)
219 (午前10時～午後2時)
220 (午前10時～午後2時)
221 (午前10時～午後2時)
222 (午前10時～午後2時)
223 (午前10時～午後2時)
224 (午前10時～午後2時)
225 (午前10時～午後2時)
226 (午前10時～午後2時)
227 (午前10時～午後2時)
228 (午前10時～午後2時)
229 (午前10時～午後2時)
230 (午前10時～午後2時)
231 (午前10時～午後2時)
232 (午前10時～午後2時)
233 (午前10時～午後2時)
234 (午前10時～午後2時)
235 (午前10時～午後2時)
236 (午前10時～午後2時)
237 (午前10時～午後2時)
238 (午前10時～午後2時)
239 (午前10時～午後2時)
240 (午前10時～午後2時)
241 (午前10時～午後2時)
242 (午前10時～午後2時)
243 (午前10時～午後2時)
244 (午前10時～午後2時)
245 (午前10時～午後2時)
246 (午前10時～午後2時)
247 (午前10時～午後2時)
248 (午前10時～午後2時)
249 (午前10時～午後2時)
250 (午前10時～午後2時)
251 (午前10時～午後2時)
252 (午前10時～午後2時)
253 (午前10時～午後2時)
254 (午前10時～午後2時)
255 (午前10時～午後2時)
256 (午前10時～午後2時)
257 (午前10時～午後2時)
258 (午前10時～午後2時)
259 (午前10時～午後2時)
260 (午前10時～午後2時)
261 (午前10時～午後2時)
262 (午前10時～午後2時)
263 (午前10時～午後2時)
264 (午前10時～午後2時)
265 (午前10時～午後2時)
266 (午前10時～午後2時)
267 (午前10時～午後2時)
268 (午前10時～午後2時)
269 (午前10時～午後2時)
270 (午前10時～午後2時)
271 (午前10時～午後2時)
272 (午前10時～午後2時)
273 (午前10時～午後2時)
274 (午前10時～午後2時)
275 (午前10時～午後2時)
276 (午前10時～午後2時)
277 (午前10時～午後2時)
278 (午前10時～午後2時)
279 (午前10時～午後2時)
280 (午前10時～午後2時)
281 (午前10時～午後2時)
282 (午前10時～午後2時)
283 (午前10時～午後2時)
284 (午前10時～午後2時)
285 (午前10時～午後2時)
286 (午前

日時	4月3日～6月12日	中央体育館「火曜ヨガ」 全10回	効果的に代謝を促すエクササイズ！
(5月1日は休み)の間の 毎週火曜日、正午～午後1時		中央体育館「火曜ヨガ」 全10回	
参加方法	当日参加費を受付	指導インストラクター	定員40人
参加費	3,500円(初日に集金)	対象	18歳以上の方
申込	中央体育館多目的室	時	

中央体育館事業

申込み締切 2月29日(水)

持ち物 参加費、室内用運動靴(6は不要)、水分補給できるもの、タオル、運動できる服装
 ※すべての教室に申込みが必要です。(申込み多数の場合、責任抽選)
 詳細は市ホームページをご覧いただくか、中央体育館へお問い合わせください。

問合せ 中央体育館 ☎ 552-5511



事業名	対象	曜日	時間	期間	内容	参加費	備考	申込み
1 モーニングエアロ	18歳以上	火	午前10時～11時30分	4月3日～6月26日(5月1日は休み)	初・中級エアロビクスと筋力トレーニング	初回3,000円(使用料含)	定員25人指導体育協会トレーナー	申請・電子復さがり・中央体育館窓口
2 火曜シニアエアロ	50歳以上		午後2時～3時30分		高齢者向けエアロビクスと筋力トレーニング			
3 火曜ナイトエアロ	保護者同伴であれば中学生以上から可		午後7時～8時30分		初・中級エアロビクスと筋力トレーニング			
4 ショートエアロ	18歳以上	水	午前10時～11時	4月4日～5月23日	初・中級エアロビクス	初回2,000円(使用料含)	定員10人指導体育協会トレーナー	申請・電子復さがり・中央体育館窓口
5 託児付きエアロ	24年4月1日現在で1歳6か月以上3歳以下の未就学園児を持つ親と子		午前10時～11時		初・中級エアロビクス	初回2,800円(託児料・使用料含)	定員25人指導体育協会トレーナー	
6 ヒーリングストレッチ	18歳以上		午後2時～3時30分	4月4日～6月27日	ストレッチ	初回3,250円(使用料含)	定員20人指導体育協会トレーナー	申請・電子復さがり・中央体育館窓口
7 若草健康体操教室	65歳以上	木	午前9時30分～10時50分	4月5日～6月28日	体操・レクリエーション・筋力トレーニング		定員20人指導体育協会トレーナー	

熊川地域体育館事業

① 幼児体操タイム

・第1回「放射線の基礎知識」

・第2回「食品の放射能汚染

・第3回「私の、家族の命をまもるために」

・第4回「防災講座

・第5回「

・第6回「

・第7回「

・第8回「

・第9回「

・第10回「

・第11回「

・第12回「

・第13回「

・第14回「

・第15回「

・第16回「

・第17回「

・第18回「

・第19回「

・第20回「

・第21回「

・第22回「

・第23回「

・第24回「

・第25回「

・第26回「

・第27回「

・第28回「

・第29回「

・第30回「

・第31回「

・第32回「

・第33回「

・第34回「

・第35回「

・第36回「

・第37回「

・第38回「

・第39回「

・第40回「

・第41回「

・第42回「

・第43回「

・第44回「

・第45回「

・第46回「

・第47回「

・第48回「

・第49回「

・第50回「

・第51回「

・第52回「

・第53回「

・第54回「

・第55回「

・第56回「

・第57回「

・第58回「

・第59回「

・第60回「

・第61回「

・第62回「

・第63回「

・第64回「

・第65回「

・第66回「

・第67回「

・第68回「

・第69回「

・第70回「

・第71回「

・第72回「

・第73回「

・第74回「

・第75回「

・第76回「

・第77回「

・第78回「

・第79回「

・第80回「

・第81回「

・第82回「

・第83回「

・第84回「

・第85回「

・第86回「

・第87回「

・第88回「

・第89回「

・第90回「

・第91回「

・第92回「

・第93回「

・第94回「

・第95回「

・第96回「

・第97回「

・第98回「

・第99回「

・第100回「

・第101回「

・第102回「

・第103回「

・第104回「

・第105回「

・第106回「

・第107回「

・第108回「

・第109回「

・第110回「

・第111回「

・第112回「

・第113回「

・第114回「

・第115回「

・第116回「

・第117回「

・第118回「

・第119回「

・第120回「

・第121回「

・第122回「

・第123回「

・第124回「

・第125回「

・第126回「

・第127回「

・第128回「

・第129回「

・第130回「

・第131回「

・第132回「

・第133回「

・第134回「

・第135回「

・第136回「

・第137回「

・第138回「

・第139回「

・第140回「

・第141回「

・第142回「

・第143回「

・第144回「

・第145回「

・第146回「

・第

3月の休日診療

診療時間	内科・小児科(昼間)	内科・小児科(準夜)	歯科休日診療
	午前9時~11時45分 午後1時~4時45分	午後5時~9時45分	午前9時~正午 午後1時~5時
4日 (日)	福生市休日診療所 福生2125-3 ☎552-0099	羽村市平日夜間急患センター羽村市緑ヶ丘 5-1-2(羽村市役所裏) ☎555-9999	今里歯科医院 本町78 ☎551-0440
11日 (日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	ふみ歯科診療所 福生798-2第7森田ビル1F ☎551-7288
18日 (日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	吉成歯科医院 熊川1396塩野ビル2F ☎553-5538
20日 (祝)	福生市休日診療所	栗原医院 瑞穂町箱根ヶ崎61 ☎557-0100	梅田歯科医院 福生1046岸ビル102 ☎553-5161
25日 (日)	福生市休日診療所	福生市休日診療所	東青梅休日歯科診療所 青梅市東青梅1-174-1 (青梅市健康センター内) ☎0428-23-2191

※医療機関が変更になる場合もあります。受診の際は保険証をご持参ください。

3月の乳幼児健康診査

健診名	健診日	対象児	受付場所・時間
3か月児	13日(火)	平成23年11月生まれ	保健センター 午後1時~1時45分
6か月児	満月齢後の6,7か月期	平成23年9月生まれ	個別健診です。通知はしません。 3か月児健診の際、受診票を交付しますので、都内の指定医療機関で受診してください。
9か月児	満月齢後の9,10か月期	平成23年6月生まれ	
1歳6か月児	27日(火)	平成22年8月生まれ	保健センター 午後1時~1時45分
3歳児	6日(火)	平成21年2月生まれ	

◆各健診とも母子健康手帳をお忘れなく。
◆6,9か月児健診は受診票も必要です。

3月の予防接種(BCG・ポリオ)

期日	種別	対象	備考
9日(金)	BCG	平成23年11月12日~12月10日生まれ	3か月~6か月未満
16日(金)	ポリオ	1回目 平成23年5月生まれ 平成23年6月生まれ	平成22年11月生まれ 平成22年12月生まれ
23日(金)		2回目	41日以上間隔をあけて2回接種。対象は3か月~7歳6か月未満

受付時間【BCG】午後0時50分または午後1時15分(ご案内の通知で指定します)【ポリオ】午後1時~2時5分 場所保健センター※接種の際は保護者同伴で、必要事項を記入した予診票と母子健康手帳を持参してください。

- 妊娠届出書の提出及び「母子健康手帳」の交付は保健センターへ!
- 赤ちゃんが生まれたら出生届と一緒に出生通知票を市役所総合窓口課へ!

医師会だより
介護力の絶対的不足

超高齢化社会は、多くのお年寄りが元気で長生きできるのであれば、すばらしいものと言えます。しかし、介護が必要になった場合、誰が介護をするかという重要な問題が発生します。介護できる時間とマンパワーを、介護力と言います。家族の介護力が最も一般的ですが、地域や社会全体の介護力も、これからさらに重要なになっていくでしょう。

親子三世代が同居していた時代では、家族による介護が中心でした。しかし、核家族化がすすみ、介護保険制度を利用した公的サービスの提供がなければ、必要な介護ができなくなってしまいました。

少子化のために人口減少社会にもなり、介護する親族が一人もない家庭が、今後さらに増えていくでしょう。このような高齢者の独居化の進行により、孤独死が急激に増加しています。誰にも看取られず一人寂しくお亡くなりになり、死後何日もたってから発見されるという悲惨な事例がしばしばみられるようになりました。在宅医療と在宅介護の現場を担当している多くの人たちから、なんとかしてほしいという強い要望が私たちに寄せられております。そして、なんとかしな

ければならないという強い使命が私たちに課せられております。

超高齢化社会と人口減少社会になってしまることは、避けられない日本の将来像です。介護に関わる人材は、今後さらに不足するでしょう。つまり、各家庭だけではなく社会全体の介護をする潜在能力が、急激に失われつつあります。

これらの問題への対処方法は、限られた条件のもとで効率を上げるしかありません。少人数のスタッフによる見守りを中心とする施設を、拡充することが求められます。例えば、サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設といった福祉施設と、コミュニティセンター(集会所)を、各町内会に設置していくことが望ましいでしょう。なるべく無駄な予算を使わないように、少子化によって廃校になった小・中学校を高齢者施設に改築したり、国有地を優先的に転用するといった対策が、早急に必要になってきました。

私どもだけ、このような対応をしていくことはとうてい不可能です。多くの皆様と協力して、より良い地域社会の構築をめざしていきたいと考えております。

文責土屋医師

問合せ保健センター☎552-0061

市役所は一部の部署で毎週土曜日開庁しています。(午前8時30分~午後5時15分※正午~午後1時は除く)
保健センター ☎552-0061

保健ガイド

552-0061

離乳食教室(予約制)

11時30分

相談員保健師・助産師・栄養士

日時3月14日(水)午前10時

◆離乳食教室(予約制)

相談員保健師・助産師・栄養士

対象離乳食開始時期の乳児

内容離乳食の作り方、進め

方法(試食あり)

場所保健センター

講師保健師・栄養士

対象20歳以上で運動習慣のない方

申込み2月20日(月)から保健

定員5人(予約制)※予約時

に時間をお知らせします。

申込み2月20日(月)から保健

定員5人(予約制)※予約時

に時間をお知らせします。

申込み2月20日(月)から保健

定員14組

申込み2月20日(月)から保健

定員14組